## 市川市中小企業融資制度資金一覧表(令和2年度版)

資金種別 (注 1~5)	資金概要·融資対象者·利用要件	資金 使途 (注 6)	融資限度額	融資期間	融資利率	利子補給率 (注 7·8)	信用保証 【責任共有】 (注 9)	信用保証料率等
小口零細 企業保証 制度資金	市内で1年以上同一の事業を継続して営んでいる小規模企業者(常時使用する従業員数が20人以下。商業・サービス業は5人以下。ただし、宿泊業及び娯楽業は20人以下)が事業に必要とする資金 商業とは卸売業・小売業(飲食店を含む)を指します。 当資金の申込みにあたり、千葉県信用保証協会が設けている小口零細企業保証制度の要件を満たすことが必要です。 既存の信用保証協会の保証付き融資残高(市川市中小企業融資制度以外の利用も含む)がある場合は、2,000万円から当該残高を減じた額が融資限度額となります。	運転設備	2,000	【運転資金】 7年以内 (据置期間: 6ヶ月以内) 【設備資金】 7年以内	融資期間 適用 利率 ①1年以内 1.5% ②1年超~3年以内 1.9% ③34年超~5年以内 2.1% ④5年超~7年以内 2.4% ③7小口零細企業保証制度資金に7年超~10年以内の設定はありません。	①~④1.2%	小口零細 企業保証 【対象除外】	<個人〉
小規模 事業資金	市内で1年以上同一の事業を継続して営んでいる小規模企業者(常時使用する従業員数が20人以下。商業・サービス業は5人以下。ただし、宿泊業及び娯楽業は20人以下)が事業に必要とする資金 商業とは、卸売業・小売業(飲食店を含む)を指します。	運転設備	2,000	(据置期間: 1年以内)	融資期間 融資期間 利率	<b>⑤~®</b> 1.3%	普通保証【対象】	〈個人・法人とも〉 ◎貸借対照表を作成している場合: 状況に応じて9段階(下表A) ◎貸借対照表が未作成の場合:
商店街 空き店舗等 利用資金	1年以上同一の事業を継続して営んでいる中小企業者(市内・市外は問わない)が、市内の 商店街等で1カ月以上空き店舗となっている店舗で小売業、飲食業、一定のサービス業を 開始するために必要とする資金	運転設備	2,000		⑤1 年以内       1.8%         ⑥1 年超~3 年以内       2.2%	<b>5~9</b> 1.3%	普通保証 【対象】	一定料率(年 1.15%) 「「一定料率(年 1.15%) 「有担保保証(担保提供がある場合): 0.10%の割引
環境管理 対策資金	市内で1年以上同一の事業を継続して営んでいる中小企業者が、以下の目的で要する資金 ◇運転資金:ISO14001 の認証取得のための研修、コンサルタント契約、登録 ◇設備資金:ISO14001 の認証に基づき環境管理設備に要する資金 市の環境担当課の承認が必要です。申込み前にご相談ください。	運転設備	2,500	【運転資金】 5年以内 (据置期間:	⑦3 年超~5 年以内 2.4% ⑧5 年超~7 年以内 2.7% ⑨7 年超~10 年以内 3.0% ☞小規模事業資金に 7 年超~10 年	\$1.8% 6~92.0%	普通保証【対象】	<保証料率表>         A:責任共有 対象の資金       B:責任共有 対象除外の資金
公害防除	市内で1年以上同一の事業を継続して営んでいる中小企業者が、市内の工場・事業所に公害防除施設の設置や改善、又は工場の市内移転のために必要とする設備資金 市の環境担当課の承認が必要です。申込み前にご相談ください。	設備	2,500	6ヶ月以内) 【設備資金】 10年以内	以内の設定はありません。	(5)1.8% (6)~(9)2.0%	普通保証【対象】	0.45%     0.50%       0.60%     0.70%       0.80%     0.90%       1.00%     1.10%
独立支援 資金	以下のいずれかに該当しており、市内で開業のために要する資金  ◇同一の中小企業者が経営する市内の事業所に3年以上継続して勤務し、かつ、 当該中小企業者と同一の事業を営もうとする個人  ◇法律に定める資格に基づき開業する個人  ◇創業者研修修了者  塚 開業準備(店舗の賃貸契約や商品発注先等)の目途が立っていることが必要です。	運転設備	1,500 (市外 居住者: 1,000)	(据置期間: 1年以内)	融資期間 適用 利率 ⑩1 年以内 1.5%	①1.5% ①~①1.9%	普通保証【対象】	1.15%     1.35%       1.35%     1.60%       1.55%     1.80%       1.75%     2.00%       1.90%     2.20%
ベンチャー ビジネス等 支援資金	「産業競争力強化法」又は「中小企業等経営強化法」に基づき、事業開始又は事業継続のために必要とする資金 【創業者(いずれも新たに市内に事業所を設置して、事業を開始するもの)】  ◇事業をしておらず、新たに1月以内に開業する個人  ◇事業をしておらず、新たに2月以内に会社を設立して開業する個人  ◇中小企業者である会社であって、自らの事業の全部または一部を継続して実施しつつ、新たに設立する中小企業者である会社  ③ 創業者の個人が1,000万円を超える融資額を申請する場合、1,000万円を超える額と同額以上の自己資金を有することが条件となります。この場合、千葉県信用保証協会に提出する所定様式(信用保証委託申込書・信用保証依頼書・信用保証委託契約書・個人情報の取扱いに関する同意書)は、1,000万円以下のもの(創業関連保証)と1,000万円を超えるもの(創業等関連保証)とに分けて作成することが必要になります。 【新規中小企業者(いずれも市内に事業所を有するもの)】  ◇業歴5年未満の個人(事業開始以前に事業を営んでいなかった者)  ◇業歴5年未満の会社(会社設立の日以前に事業を営んでいなかった者)	運転	2,000 (市外 居住者等 :1,000)	【運転資金】 5年以内 (据置期以内) (おかり) 【設備資金】 7年以内 (据置期内) 1年以内)	①1 年超~3 年以内 1.9% ②3 年超~5 年以内 2.1% ③5 年超~7 年以内 2.4% ④7 年超~10 年以内 2.7% ☞ベンチャービジネス等支援資金に7年超~10 年以内の設定はありません。	⑩1.3%(1.5%) ⑪1.7%(1.9%) ⑫③1.9% ぶベンチャー ビジネ金は、一 定の条件を 満たした場合、⑪⑪の ()内の利子 補給本ます (注 10)。	創業 関連保証 創業等 関連保証 【対象除外】	<ul> <li>◎一定料率 1件当たり年 0.80%</li> <li>『ベンチャービジネス等支援資金の「市外居住者等」は、以下に該当する場合 【創業者】(申込み時点) 〇市内に居住していない、又は居住期間が 1 年未満の個人 〇市内に事業所がない、又は事業所保有期間が 1 年未満の会社 【新規中小企業者】(申込み時点) 〇市内に居住していない個人</li> </ul>

- (注1) 融資資金の返済方法は、元金均等です。(注2)申請者が個人の場合は、原則として保証人は不要です。(注3)申請者が法人の場合は、原則として代表者が連帯保証人となります。
- (注 4) 申請者が外国人の場合は、住民票等に記載の在留期間が融資期間を超えていることが必要です。(注 5)NPO法人の場合は、「小口零細企業保証制度資金」「ベンチャービジネス等支援資金」について、対応する信用保証がないため、利用が出来ません。
- (注 6) 運転資金は、主たる事業所が市内にある場合、設備資金は市内に設備を設置する場合に限ります。(注7)利子補給は融資実行日から5年間を限度とし、上期(9月)・下期(3月)の年2回、取扱金融機関を通じて申請者の口座に振り込みます。
- (注8) 市民税及び法人市民税の完納要件は、全ての資金に該当し、利子補給金受領時にも一律に適用されます。(注9)責任共有制度対象資金は、信用保証協会80%、金融機関20%の保証、対象除外資金は信用保証協会100%の保証となります。
- (注 10) 市川市特定創業等事業計画に基づく支援を受け、市長から証明を受けた者等に対する優遇利子補給の適用の詳細は、別冊の「市川市中小企業融資制度のご案内」等でご案内しています。